

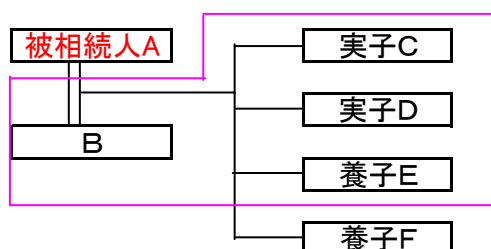
法定相続人の数

- ①「法定相続人の数」は、相続税の計算をする上で制限がされるものです。
- ②養子をたくさん入れれば、いろいろ優遇規定が適用され相続税の税金は安くなります。
- ③そんな、ずるいことを防止するため設けられています。
- ④どんな場合に、養子の数の制限がされるかといえば、次のケースです。

生命保険金等の非課税金額	500万円 × 法定相続人の数
退職手当金等の非課税金額	500万円 × 法定相続人の数
遺産に係る基礎控除	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数
相続税の総額	法定相続人の数に応じた相続分

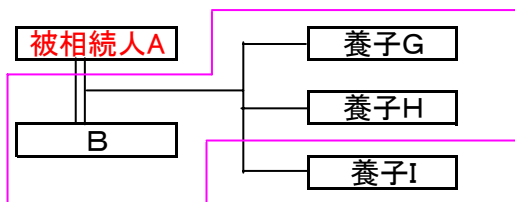
・養子がある場合の取扱い

(例1) 被相続人に実子がある場合



実子がいる場合、法定相続人の数の算定では養子については1人まで認められます。そのため、法定相続人は4人となります。また、養子E、Fのうちどちらを法定相続人の数に含めるかを決める必要はありません。

(例2) 被相続人に実子がない場合

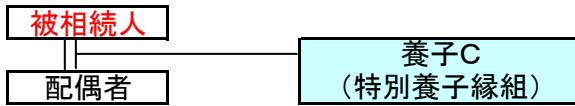


実子がないため、法定相続人の数には、養子について2人まで認められます。そのため、法定相続人は3人となります。また、養子G、H、Iの誰を法定相続人の数に含めるかをきめる必要はありません。

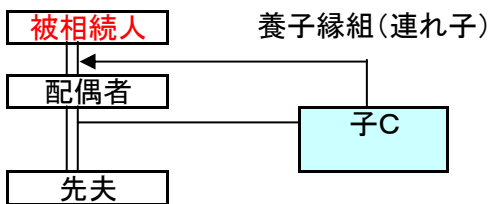
◎実子として取扱うことができる者

養子の人でも、養子の数の制限を受けずに、次のようなケースでは法定相続人の数に算入されます。

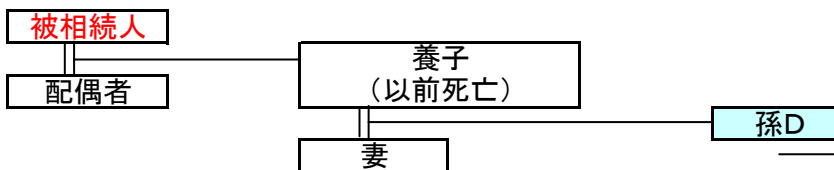
(例1) 特別養子縁組により養子となった者



(例2) 被相続人の配偶者の実子で被相続人の養子となった者



(例3) 実子または養子の代襲相続人(相続を放棄した者を含む)



CDのような人は、被相続人の実子とみなされ、どんな場合にも法定相続人の数に参入されます。